

医療費受給者証が更新されました

重度心身障がい者の方、ひとり親家庭などの児童と親または養育者、乳幼児等のお子さまについては、病気やケガで病院にかかった時には、町から医療費の一部が助成されます。

※世帯の所得状況により助成が受けられない場合もあります。

【受給方法】

この助成を受けるには、役場から交付される「医療費受給者証」を医療機関に受診する際、保険証と一緒に提示してください。

今回、今年7月末現在で助成対象となる方には、8月1日より使用できる新しい「医療費受給者証」を郵送しています。すでにお手元に届いている方は特に手続きの必要はありませんので、そのままお使いください。

また、助成対象となると思われる方で「医療費受給者証」が届いていない方につきましては、住民生活課国民健康保険係までお問い合わせください。

助成対象となる場合には、本人による申請が必要となりますので、左記のものを持参の上、手続きを行ってください。

【申請に必要なもの】

・現在加入している健康保険証・印鑑

・八雲町へ転入された方などは、転入前の市区町村の所得課税証明書(所得額・課税額のわかるもの)

【申請・問い合わせ先】

・住民生活課国民健康保険係
☎0137-62-2112
・熊石総合支所住民サービス課
☎01398-2-3111
・落部支所
☎0137-67-2231



交通事故などが原因で病院にかかるときは、第三者行為について

【第三者行為でケガをした！こんな時は？】

交通事故や傷害事件など他人(第三者)の行為によってケガをした場合でも、国保・後期高齢者医療の保険証を使って病院にかかることができます。

交通事故などにあつたら、小さなことでも必ず、警察に届け出ると同時に、国保担当にも連絡をしてください。単独の交通事故など相手のいないケガの場合も同様です。

また、事故の際に、相手の身元を確認しなかったりすると、後から思わぬ後遺症や障がいが発生しても損害賠償の請求ができない場合がありますので、必ず、身元の確認をするようにしてください。

【医療費は相手が負担？】

交通事故など他人の行為によりケガをした場合、その医療費は、自分に過失のない限り、原則、相手が全額負担することとなっています(実際には相手の加入している損害保険会社)。そのため、国保が保険給付した費用を加害者

に対して請求する際に「第三者行為による傷病届」が必要となりますので、速やかに提出をお願いします。

【仕事でのケガは？】

交通事故でも仕事でのケガ(通勤途中を含む)の場合、労災保険が適用されます。保険証は使用できません。この場合は、職場の担当者へ連絡し、指示に従い病院にかかってください。

【注意！示談は慎重に】

示談をするということは、相手に対して、今後、一切の損害賠償請求権を放棄することです。示談をしたら、その後、に当該事故による治療を受けた場合については、国保・後期高齢者医療の保険給付額(7/9割)は、相手ではなく、本人に請求されることとなりますので、ご注意ください。

示談を結ぶ前には、一度、国保担当へご相談ください。

【連絡・問い合わせ先】

・住民生活課国民健康保険係
☎0137-62-2112
・熊石総合支所住民サービス課
☎01398-2-3111

「脳に損傷を受けた当事者や家族の悩みを聴く2018年相談会」開催

交通事故やケガ、脳卒中などで脳に損傷を受けると、記憶力や注意力の低下、言語などに障がいを持ち、日常生活に支障をきたす「高次脳機能障がい」となる可能性があります。見た目にはわかりにくいため、周囲の理解を得ることが難しく、以前との変化に家族や周囲の方が対応に戸惑うことがあります。このことからご本人やご家族、支援関係者を対象に相談会を開催します。で、お気軽にご相談ください。

【対象者】高次脳機能障がい、またはその疑いがある方、家族、支援者

①せたな町開催
【日時】8月20日(月)
午後1時30分～3時

【場所】せたな町健康センター(せたな町北檜山区徳島63-1)
②八雲町開催
【日時】8月30日(木)
午後1時30分～3時

【場所】北海道八雲保健所
【後援】北海道八雲保健所

【問い合わせ先】
脳外傷友の会コロポックル道南支部
☎0138-22-6188